

「週休2日確保工事（土木工事）」 Q & A

Q 1：降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められますか。

A 1：降雨、降雪、強風、波浪等により現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

Q 2：実施要領4(7)「現場閉所日」のただし書きの「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは具体的にどのような作業ですか。

A 2：具体的には次の作業が考えられます。

- ・現場内の定期的な巡回パトロール
- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場での災害発生時の対応作業
- ・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・現場内の交通誘導警備

Q 3：週休2日の確保を理由に、工期延期は認められますか。

A 3：週休2日の確保を理由にした工期延期は認められませんが、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延期について、発注者と協議してください。

- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q 4：工期延期した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A 4：工期延期した場合は、その分、週休2日の対象となる期間も延期されます。延期した期間も含め、実施要領4「用語の定義」に示す内容に基づき、週休2日の取組を実施してください。

Q 5：受注者希望型で、工事途中に4週6休以上が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。

また、経費補正や工事成績評定の加点は行われるのでしょうか。

A 5：受注者希望型で、工事途中に4週6休以上が達成できないことが判明した場合には、その日までの現場閉所状況を、別紙3（現場閉所履行報告書）により監督員に報告してください。

こうした状況になった場合は、経費補正や加点は行いません。

また、達成が困難であることが判明した日以降は、別紙2（現場閉所実績報告書）の提出は不要です。

Q 6 : 発注者指定型で、工事途中に4週8休以上の達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。

また、経費の減額や工事成績評定の減点は行われるのでしょうか。

A 6 : 発注者指定型で、工事途中に4週8休以上が達成できないことが判明した場合には、速やかに監督員と協議してください。4週8休未達成の場合、経費補正分を減額します。

なお、4週7休以上8休未満および4週6休以上7休未満の経費補正は行いません。

また、工事成績評定の減点は原則行いませんが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、減点します。

Q 7 : 午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日として扱えるのでしょうか。

A 7 : 実施要領4(7)「現場閉所日」のとおり、一日を通して現場を閉所する日を現場閉所日と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。

Q 8 : 実施要領4(6)「受注者の責に囚われない現場作業等」とは、具体的にどのような作業でしょうか。

A 8 : 具体的には次の作業が考えられます。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場内における災害発生時の対応作業（交通解放のための土砂撤去等の復旧作業など）
- ・占用者（電気・ガス・上下水道等）や国、県等の発注工事との調整に伴い、土日に行う作業
- ・第三者による事故や住民対応などで、土日に行う作業など

Q 9 : 降雨で休工とした平日の振替として、週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合の考え方について教えてください。

A 9 : 週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合があったとしても、実施要領4(6)「対象期間」の全体において、現場閉所割合が28.5%（4週8休）以上となる場合には、実施要領4(3)「4週8休以上」の達成となります。

なお、週末（土曜日・日曜日）に一度でも工事を施工した場合は、発注者の指示で実施した場合を除き、実施要領4(2)「完全週休2日」は未達成となります。

Q10 : 週末に、発注者からの指示で、受注者の責に囚われない作業を行った場合は、どのように休日を確保すれば良いですか。

A10 : 受注者の責に囚われない作業を週末に行った場合、作業を行った日は、休日の取得計算から除外する（積み上げない）ので、代替休日を確保する必要はありません。

また、「完全週休2日」への影響もありません。

Q11 : 祝日はどのように取り扱えば良いですか。

A11 : 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所として取り扱いします。

Q12：週休2日確保工事の対象になっていませんが、自主的に取組として、週休2日に取り組む場合には、加点や経費補正はありますか。

A12：自主的な取組を実施しようとする場合、現場着手前に書面（工事打合せ簿）により発注者と協議し、発注者が妥当と認めた後、週休2日に取り組むこととします。

その結果、実施要領に基づき、4週8休以上を達成した場合は、工事成績評定で評価します。ただし、経費補正は行いません。

Q13：現場閉所実績の確認として、提出する資料を教えてください。

A13：現場閉所実績報告書【別紙2】、現場閉所履行報告書【別紙3】及び週間工程表を提出してください。

Q14：別紙2（現場閉所実績報告書）は、いつ提出すれば良いでしょうか。

A14：当月の現場閉所実績については、翌月の5日までに、監督員に提出してください。

なお、現場閉所履行報告書【別紙3】は、基本的にしゅん工日の20日前までに提出してください。

Q15：現場完成日としゅん工届提出日の20日前より後になってしまう場合は、別紙3（現場閉所履行報告書）の提出は、現場完成日以降でも良いでしょうか。

A15：【別紙3】の提出は、しゅん工届提出日の20日前とし、その翌日から現場完成日までの現場閉所の計画を記載した現場閉所実績報告書【別紙2】も併せて提出してください。

また、しゅん工届提出の20日前より前の時点で、対象期間全体の現場閉所実績が4週8休以上になることが確定した場合には、確定した時点で【別紙3】を提出することができます。

Q16：アンケートの提出方法について教えてください。

A16：しゅん工届提出後14日以内に、下記メールアドレス宛に提出してください。

<提出先>

横須賀市建設部土木計画課

メール：pwg-pw@city.yokosuka.kanagawa.jp